



国が支える。安心が大きくなる

積立年金

「担い手積立年金」は農業者年金の愛称です。

安心して豊かな老後生活のために新しい農業者年金に加入しましょう

あなたの将来への備えは十分ですか？

農業引退後を安心して暮らすためには、若いうちからの備えが必要です。農業者年金は加入者数の変化や財政事情に左右されない、安全で安心な公的年金制度です。

加入の申し込みやご相談は最寄りの
JAまたは町農業委員会事務局まで
町農業委員会事務局 ☎0187(84)4913

農業者年金の特徴

農業に従事する方は広く加入できます

国民年金の第1号被保険者（保険料免除者を除く）で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方は誰でも加入できます。農地を持っていない農業者や、配偶者や後継者などの家族農業従事者も加入できます。



少子高齢化時代に強い年金です

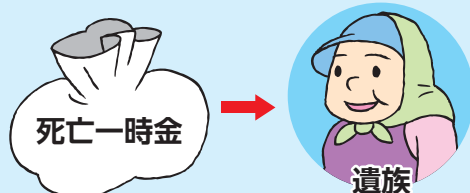
自分で積み立てた保険料と、その運用益により将来受け取る年金額が決まる「積立方式（確定拠出型）」の年金です。少子高齢化が進んでも制度の安定性は損なわれません。

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められます（月額2万円から6万7千円までの間で千円単位で自由に選択）。農業経営の状況や将来設計に応じて、いつでも見直すことができます。



終身年金で80歳までの保証付きです

農業者老齢年金は原則65歳から生涯受け取ることができます。仮に、80歳前に亡くなった場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金額の現在価値に相当する額を、ご遺族に死亡一時金として支給します。



税制面で大きな優遇措置があります

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税につながります（支払った保険料の15%～30%程度が節税）。また、将来受け取る年金は公的年金等控除が適用されます。



個人年金の場合は
年額最高5万円

認定農業者など一定の要件を満たす方には保険料の国庫補助があります

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など、一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助（月額最高1万円、通算すると最大で216万円）があります。

この国庫補助額は、農地等の経営継承をすれば原則65歳から特例付加年金として受給できます。農地等の経営継承の時期についての年齢制限はなく、本人の体力に応じて受給の時期を決められます。

平成27年度分

農業用軽油免税証交付申請の仮受付を行います

農業用免税軽油制度は、法律上、平成27年3月31日で終了することになっていますが、制度が継続された場合に対応するため、平成27年度使用分の免税証交付申請書の集合仮受付を行います。

制度が継続されない場合は免税証を交付できませんが、制度が継続された場合は、集合仮受付を行った方へ平成27年4月上旬に免税証を交付する予定です。

■注意事項

- ①申請書を事前に記入の上、受付会場にお越しく下さい。
- ②制度が継続された場合、使用者証の有効期間は、使用者証の交付日から3年間となります。所有する使用者証の交付日が、平成24年12月以前である場合は更新申請が必要になります。
- ③機械の追加・変更等がある場合は使用者証の書換申請が必要になります。
- ④共同申請で、使用者が加わる場合は更新申請、使用者の脱退等がある場合は書換申請が必要になります。なお、使用者全員の印鑑と耕作証明書が必要になります。
- ⑤免税軽油使用者証の交付手数料（県証紙400円）は、免税証の交付時に納付していただきます。

■申請受付日程

対象地区	日時	会場
六郷 仙南	平成27年1月22日(木) 午前10時～午前11時30分 午後1時～午後3時30分	美郷町役場 3階 大会議室
六郷 千畑	平成27年1月23日(金) 午前10時～午前11時30分 午後1時～午後3時30分	美郷町役場 3階 大会議室

■必要書類等

	新規	更新	継続	書換
免税軽油使用者証	—	○	○	○
機械の購入証明書	○	—	—	○
免税軽油使用者証交付申請書	○	○	—	—
誓約書	○	○	—	—
秋田県証紙(400円)	○	○	—	—
免税証交付申請書	○	○	○	○
耕作証明書(農業委員会発行)	○	○	○	○
免税軽油の引取り等に係る報告書	—	○	○	○
平成26年に購入した免税軽油の納品書または購入証明書	—	○	○	○
印鑑	○	○	○	○
未使用の免税証	—	○	○	○

問い合わせ

秋田県総合県税事務所 仙北支所 ☎0187(63)5222

秋田県総合県税事務所 課税部 課税第二課 ☎018(860)3341

介護保険事務所からのお知らせ

介護保険に関するよくある質問にお答えします

介護保険事務所の窓口や電話でよく受ける質問について、回答をまとめました。

質問1. 介護保険料はいつから納めるのですか？また、いつまで納めるのですか？

回答1. 医療保険に加入している40歳以上65歳未満の方は、医療保険料とあわせて納めていただきます。65歳になった月（誕生日の前日が属する月）からは、医療保険料から独立して納めていただくこととなります。また介護保険料は、終身ご負担いただくこととなります。介護が必要な状態になっても同様です。

介護保険事務所のホームページ「OS介護ネット」
(<http://www.oskaigonet.or.jp/>)にもQ&A
を掲載していますのでご覧ください。

質問2. 介護保険のサービスを利用しなければ、介護保険料を返してもらえますか？

回答2. 介護保険料は介護保険のサービスを必要とする方にかかる費用を賄うため使われますので、医療保険と同様お返しすることはありません。介護保険は助け合いの精神に基づく制度であることをご理解願います。

質問3. サービスに不満や疑問がある場合はどうすればいいですか？

回答3. 介護サービスの内容に不満や疑問がある場合は、遠慮なく早めに事業者（直接サービスを提供している担当者や責任者、ケアマネジャーなど）に相談しましょう。話しづらい、話しても解決されない場合には、相談窓口が介護保険事務所や秋田県国民健康保険団体連合会（☎018-862-3850）に設けられていますので、ご相談ください。

問い合わせ

介護保険事務所 企画管理班 ☎0187(86)3910